

令和元年度 第5回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和元年 8月28日 (水)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	令和元年 8月28日 午後 1時 35分 開 会			
	令和元年 8月28日 午後 4時 25分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	3 番	大城 司	7 番	米須 清和
	4 番	鈴木 江美子	8 番	與那嶺 清
欠席委員番号				
議事録署名委員	5 番	神谷 正	6 番	比嘉 盛和

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第5回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>委員は8名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、5番 神谷 正（かみや ただし）委員、6番 比嘉 盛和（ひが もりかず）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 令和元年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会の開催について 報告3 農業委員会と今帰仁村長との意見交換会について
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第23号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第24号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第25号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第22号から第25号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが6件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。

	<p>休憩（現地調査） 午後 1時 40分 再開 午後 3時 41分</p>
議長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。 （議案書に基づいて議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明）</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>（質疑なしの声あり）</p>
議長	<p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>（異議なしの声あり）</p>
議長	<p>議案第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第23号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第23号「農用地利用集積計画の意見決定について」説明いたします。お手元の資料 3ページをお開き下さい。</p> <p>（議案書に基づいて議案第23号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係、所有権移転関係の内容を説明）</p>

	事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第23号「農用地利用集積計画の意見決定について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。
委員	所有権移転関係の5～9番の譲受人である法人ですが、農地所有適格法人である要件を満たしていること、営農計画について説明をお願いします。
事務局	(事務局より農地所有適格法人である要件を満たしていること、営農計画について説明)
委員	わかりました。
事務局	申請地は遊休地になっているものもあり、所有権移転することで農地利用してもらい解消につながるかと…。また法人なので毎年法人報告は出してもらい、何かあれば指導します。申請地については農業振興地域に入っているところなので名義変更したあとも畑以外に使えないところになっています。
委員	はい、わかりました。
議長	よろしいでしょうか。議案第23号「農用地利用集積計画の意見決定について」異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	議案第23号「農用地利用集積計画の意見決定について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。 それでは、続きまして、議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。お手元の資料 7ページをお開き下さい。

	<p>(議案書に基づき、農地転用事業計画変更承認申請の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委 員	<p>先月の総会で申請要旨について、アパートではなく共同住宅に統一することになったのでは？</p>
事 務 局	<p>先月はプレハブ住宅を一般住宅に統一するという話でした。アパートではなく共同住宅に統一しますか？</p>
委 員	<p>別にアパートでも分かるので変えなくてもいいのでは？</p>
事 務 局	<p>では申請要旨はそのままアパートということをお願いします。</p>
議 長	<p>よろしいでしょうか。議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第24号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。整理番号1番から審議したいと思います。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私のほうから議案第25号「農地法第5条の規定による許可申請について」整理番号1番から説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号整理番号1番について内容を説明)</p>

	事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第25号整理番号1番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
事務局	補足説明ですが、現場確認でトンブロックが置かれているのを見たとありますが、申請人には指導済みで始末書もつけてあります。
議長	よろしいでしょうか。議案第25号整理番号1番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第25号整理番号1番については原案通り可決決定いたします。 つづきまして議案第25号整理番号2番についての説明をお願いします。
事務局	それでは私のほうから、議案第25号整理番号2番について説明いたします。 (議案書に基づいて議案第25号整理番号2番について内容を説明) 事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。
議長	ただ今、説明がありました議案第25号整理番号2番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議長	議案第25号整理番号2番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	異議なしとのことでありますので、議案第25号整理番号2番については原案通り可決決定いたします。

	つづきまして議案第25号整理番号3番についての説明をお願いします。
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第25号整理番号3番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号整理番号3番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	ただ今、説明がありました議案第25号整理番号3番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。
委員	3番について補足ですが、崎山水利組合の会長に農業用水の取扱いについて確認し、検討した結果を申請人の方に伝えます。面接時に原則としてこの水は使えないことは説明してあります。転用については周辺住民の反対はないです。また宿泊所の経営自体は申請人の配偶者が管理するみたいです。
委員	一般住宅、宿泊所それぞれの面積はいくらぐらいですか。
事務局	宿泊所は6棟で367㎡、一般住宅が114㎡、駐車場が230㎡、残りはテラスとなっています。
委員	わかりました。
議長	よろしいでしょうか。議案第25号整理番号3番について異議はございませんか。
	(異議なしの声あり)
議長	<p>異議なしとのことですので、議案第25号整理番号3番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第25号整理番号4番についての説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから、議案第25号整理番号4番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号整理番号4番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第25号整理番号4番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>補足ですが、この申請の車庫の名義は申請人の母親になっており、本来であれば母親が譲受人になるのが好ましいと思いますが、後々の相続のことを考え、息子さんが譲受人になっております。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第25号整理番号4番について異議はございませんか。</p>
(異議なしの声あり)	
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号整理番号4番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第25号整理番号5番についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第25号整理番号5番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号整理番号5番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第25号整理番号5番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>

事務局	<p>補足ですが、こちらは先ほど事業計画変更申請であがったものの5条申請となっております。譲受人は申請地の隣地に住んでいる方と親族で、近くに親族がいるのでアパート管理がしやすいとのことで申請をあげています。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第25号整理番号5番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号整理番号5番については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして議案第25号整理番号6番についての説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは私のほうから、議案第25号整理番号6番について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて議案第25号整理番号6番について内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第25号整理番号6番について補足説明、ご意見・ご質問はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第25号整理番号6番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>異議なしとのことでありますので、議案第25号整理番号6番については原案通り可決決定いたします。</p>

